

インド知財情報メール：第 2017-3 号、2017 年 3 月 9 日発行  
本メールにて、当社が関わるイベントやセミナー、  
インドの知的財産に関する情報をお届けします。  
なお本メールは、ご関心のある方に転送して頂いて構いません。

---

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】 商標規則の改正**

**【2】 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ**

◆◆◆-----◆◆◆-----TOPICS-----◆◆◆-----◆◆◆

**【1】 商標規則の改正**

インド知的財産庁は、2017 年 3 月 6 日付で 2017 年商標規則をホームページで公開し、施行しました。この 2017 年商標規則はこれまでの規則を置き換えるものです。

商標規則の草案が 2015 年 11 月 17 日にインド政府官報に掲載され、同日に公開されました。本草案に対してパブリックコメントが募集され、その提出期間は公開日（2015 年 11 月 17 日）から 30 日と設定されました。2017 年商標規則は、パブリックコメントを検討したうえで、2017 年 3 月 6 日から適用されました。

2017 年商標規則の英語版は以下のリンクからダウンロードできます。

[http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/312\\_1\\_TRADE\\_MARKS\\_RULES\\_2017\\_English.pdf](http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/312_1_TRADE_MARKS_RULES_2017_English.pdf)

2017 年商標規則の主な特徴は以下の通りです。

- 手数料 2 倍に、オンライン出願促進
- 書類の電子化の促進
- フォーム（様式）の統一、75 フォーム⇒8 フォーム
- 商標の記述：出願人は商標を簡潔に記述しなければならない（規則 23(2)(a)）
- 周知商標の認定制度を採択（規則 124）
- 使用の供述は宣言書の形式で提出すると共に使用の証拠を提出する（規則 25(2)）
- 出願手続きの促進申請可（規則 34）
- テレビ会議、電話会議などによりヒアリング可（規則 115）
- 複数の優先権は不可（規則 24 最後のパラ）
- サウンドマークの出願可（規則 26(5)）、MP3 フォーマット で 30 秒（規則 26(3)）
- 三次元商標出願可（規則 23(2)(c)）
- 更新申請は更新日から 1 年前までの日からできる（規則 57(1)）
- 異議手続きに意見書や反論書を未提出の場合はペナルティ（規則 116）

**【2】 特許規則 2016 年改正に対応したインド特許実務ワークショップ開催のお知らせ**

当社は、インド特許実務をより具体的にご理解いただける機会を提供するべく、定期的にワークショップを開催しています。

当社はインド知的財産を専門に扱っております関係で、日本の特許事務所や企業から多くの情報・要望・質問が寄せられます。その中で「インド特許実務は複雑かつ不明瞭である」とのお声をしばしば耳にします。昨今、インドの特許代理人によるインド特許に関するセミナー等も開催されておりますが、英語でのレクチャーであることに加え、権利行使やインド特許法の概略がほとんどで、実務の具体的な情報は得られません。さらに、日本では、インドへの特許出願の活発化が最近であるため、インド特許実務に詳しい人材がまだ少ないのが現状で、実務上の問題に直面したときに相談できる方が周りにいないとお困りの方が多いのではないのでしょうか。

本ワークショップでは、具体的な例を用いて実際のインド特許実務の流れを体験していただき、通訳ではない生の日本語で実務を明確にご理解いただくことを目指しております。

本ワークショップの詳細につきましては当社のホームページの「**WORKSHOP**」でご覧になれます。

本ワークショップは少人数制となっており、今までに開催されたワークショップは好評でした。

皆様のご参加を心よりお待ちしております。

-----  
株式会社サンガム IP は、東京にオフィスがあるインドの知的財産を専門に扱う会社です。インドにおける特許・意匠・商標の権利化、権利行使、調査、情報収集について日本語でご相談が可能です。  
-----

◇本メールは当社のホームページから登録された方にお送りしております。

◇メール配信の中止をご希望の場合、大変お手数をおかけいたしますが、本メールを返信して頂き、その際に件名に「削除」とご記入くださいますようお願い申し上げます。

◇メールアドレスの変更を希望されます方は、本メールを返信して頂き、その際に件名に新メールアドレスと会社名をご記入くださいますようお願い申し上げます。